

令和 7 年 9 月 19 日

発 言 通 告 書

1. 代表質問 ②. 一般質問 3. 質疑 4. 討論 5. 緊急質問

江戸川区議会議長

島 村 和 成 殿

江戸川区議会議員

14 番 滝 沢 泰 子



江戸川区議会会議規則第50条第1項の規定により、下記のとおり通告します。

記

発 言 事 項 ・ 要 旨	答弁者
1. 災害時のデマや差別・ヘイトを防ごう ・ 災害時のデマや差別・ヘイトの危険をどう認識していますか ・ 江戸川区地域防災計画にデマ対策、差別・ヘイト対策を盛り込み、命と人権をまもろう ・ 災害など危機時の区民社会の安全のためにも、平時からのデマと差別・ヘイト対策の重要性をどう認識し、取り組みますか	区長
2. いじめをゆるさず、いじめから救われる江戸川区にしよう ・ いじめが人間の人生にもたらす深刻な影響をどのように認識していますか ・ いじめの重大事態調査では、報告を各区立学校や教育委員会等でのいじめ防止対策に確実に活かすためにも報告書本体を公表してほしいですがいかがですか	区長 教育長

・いじめの重大事態調査報告にたいして保護者所見が提出されている場合、報告を読み解くためにも保護者所見もあわせて公表してほしいですが、いかがですか ・いじめに早期介入しやすい仕組みを築こう ・いじめへの早期介入を高く評価する江戸川区の教育行政にしよう ・いじめ当事者（加害者）にたいして重層的支援を活用しよう	
3. 福祉川柳事件を検証し、反省を刻もう ・福祉川柳事件を検証し、記録し、謝罪し、反省を江戸川区政に刻もう	区長
4. 超高額随意契約をきちんと検証し、説明できる江戸川区にしよう ・包括外部監査を実施しよう	区長